

準暴力団に関する実態解明、情報共有及び取締りの強化について

令 4.12.13 警察庁丁組一発第57号、丁組二発第34号、丁国捜発第2352号

警察庁刑事局組織犯罪対策第一課長、組織犯罪対策第二課長、国際捜査管理官から各管区警察局
広域調整担当部長、警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察本部長あて

(概要)

準暴力団による犯罪行為等の悪質化、巧妙化が極めて憂慮される現状を踏まえ、準暴力団に関する実態解明、情報共有及び取締りの強化について指示したものを。